

「健診情報の入手の容易化」について

平成 31 年 2 月 28 日

医療・介護ワーキング・グループ

1. 第 1 回医療・介護ワーキング・グループ（平成 30 年 10 月 29 日）における「健診情報の入手の容易化」に係る以下の規制改革要望に対して、厚生労働省としての見解をお聞かせいただきたい。

- ① データ・ポータビリティの文脈において、健診情報をはじめとした個人情報について、本人がデータ保管機関から、自由に機械判読可能なフォーマットにて入手できるようにすること
- ② 医療従事者である健診機関は、受診者が本人の健診情報開示を求めた場合には、業務委託関係とは独立した権利義務として、情報の提供が可能であることを明示すること
- ③ 「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」において、「健康増進事業実施者は、業務委託先である健診機関が、受診者本人同意のもと、健診情報を本人に直接提供すること、また、健診機関から本人に対しアフターフォロー等の追加的サービス提供すること、を妨げないことを明示すること

2. 上記規制改革要望に関係する以下の解釈について、厚生労働省としての見解をお聞かせいただきたい。

医療行為（健診）の実施にあたっては患者（受診者）本人の同意が必要になることから、「健診機関／受診者」間にも診療契約が成立している。

3. 上記規制改革要望に関係する以下の解釈について、個人情報保護委員会としての見解をお聞かせいただきたい。

診療契約が成立する場合、診療機関の保有する受診者自身の健診情報に対して、個人情報保護法の本人開示権に基づき、受診者本人が直接に健診機関に対して開示請求をすることができ、健診機関はこれに応じなければならない。また、本人からの開示請求にあたっては、保険者、事業者の同意、確認の必要はなく、また、保険者、事業者が開示を妨げることもできない。

以上